

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 元年 12月23日 (月) 午後7:00 ~

2. 開催場所 西栗倉村役場第一会議室

3. 出席委員

委員	○ 草刈弘幸
	○ 上山光重
	○ 神原秀吾
	○ 萩原眞壽雄
	○ 井上 誠
	○ 高木宣美
	○ 小椋義宣
	○ 春名義昭
	○ 春名昌美
	○ 青木英隆
	○ 新田 茂
	○ 野々上良弘

4. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 基盤強化法第19条について

報告事項第1号 認定電気通信事業者が行う中継施設の設置について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	上山 隆浩
事務員	豊福 靖宏
	藤川 達也

事務局長

それでは、12月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願ひします。

会長

お疲れ様です。今年も残り少なくなってきた、今年皆様の活動もご苦労さまでした。年末を迎えてあわただしい時期になっておりますが、みなさまケガのないようによろしくお願ひいたします。そして、元気に新しい年も迎えて活動をしていただきたいと思います。本日の議案について進めてまいりたいと思います。

会長

議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは、事務局から議題に入らせて頂きます。よろしくお願ひします。

事務局

失礼します。資料2ページ目をお願ひします。

議案第1号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請承認についてです。

譲渡人 西栗倉村大字大茅 [REDACTED] 氏

譲受人 西栗倉村大字大茅 [REDACTED] 氏

土地の所在地は、

大字大茅 [REDACTED] 登記地目 田 面積 [REDACTED] m²

3ページから5ページが申請書になります。購入対価は無償です。

3ページの「5番」譲受人の耕作状況となります。

10アール以上の農地を所有しているため、農地を持つ権利を有しています。

農地までの距離は200mで、所用時間は2分です。

農作業に従事する者は2人です。

6ページは譲渡人の住所を証する書類の写しです。

5ページが申請地の位置図です。

6ページが地籍図です。

7ページが登記記録となります。

8ページから、[REDACTED]氏から、[REDACTED]氏に対する贈与契約証書および添付書類となります。

除籍書類です。

本件について、譲渡人である [REDACTED]氏は、[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日に亡くなっています。通常であれば、相続権を持つ方からの相続届となりますが、譲渡人には農地の所有権を相続する配偶者、子ども、両親がいないため、贈与者の死亡に伴い契約の効力を生じる「死因贈与」の証書を以て、親類の [REDACTED]氏へ農地を贈与する契約を行っています。

[REDACTED]氏とは相続関係にないため、譲渡人のない農地法第3条による権利移転の形式の手続きを取っています。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

委員

さっき説明があったように亡くなれています。平成23年に動かしたことがあるのですが、今現在はビニールシートでかくしてあって、保全管理になっています。場所は [REDACTED]の [REDACTED]になります。 [REDACTED]くんが全部なんにも相続されていますので、問題ないと思います。

委員

家は3,4年前かな??

委員

それぐらいになります。

会長

別に問題ないですかね。

事務局

議案第2号 (12ページから)

基盤強化法第19条(農業経営基盤強化促進法)に係る利用権の設定についてです。

今回、10件の申請がありました。借受人(6名) ごと説明をさせていただきます。

12ページからご覧下さい。

(再設定)

利用権の設定をうける者 西栗倉村影石 [redacted] [redacted] 氏

利用権の設定をする者 西栗倉村影石 [redacted] [redacted] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字影石	[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted] m ²
	[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted] m ²
	[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted] m ²

作付けの内容は水稻および保全管理です。

契約期間は、令和1年12月23日～令和6年10月31日までの4年10ヶ月間です。

借賃は10aあたり60kgの物納で、賃貸借権の設定になります。なお、[redacted] については保全管理で無償のため、使用貸借権の設定です。

17ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

18, 19ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

委員

はい。再設定で今までもちゃんと管理されていますので、大丈夫だと思います。

会長

問題ないですね。

事務局

引き続き、基盤強化法第19条(農業経営基盤強化促進法)に係る利用権の設定についてです。12ページをご覧下さい。(下段)

(再設定)

利用権の設定をうける者 西栗倉村長尾 [redacted] [redacted] 氏

利用権の設定をする者 西栗倉村長尾 [redacted] [redacted] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字長尾	[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted] m ²
------	------------	------	---	----	---------------------------

■■■■■	現況地目	田	面積	■■■■■	m ²
■■■■■	現況地目	田	面積	■■■■■	m ²
■■■■■	現況地目	田	面積	■■■■■	m ²

作付けの内容は保全管理です。

契約期間は、令和元年12月23日～令和6年12月31日までの約5年間です。

借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。

20ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

21ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

引き続き、基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。13ページをご覧ください。（下段）

（再設定）

利用権の設定をうける者 西栗倉村長尾■■■■■ ■■■■■ 氏

利用権の設定をする者 西栗倉村長尾■■■■■ ■■■■■ 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字長尾	■■■■■	現況地目	田	面積	■■■■■	m ²
	■■■■■	現況地目	田	面積	■■■■■	m ²

作付けの内容は保全管理です。

契約期間は、令和元年12月23日～令和6年12月31日までの約5年間です。

借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。

22ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

23ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員

まず、■■■■■さんです。■■■■■さん宅過ぎで右カーブなのですが防火水路があります、それを3つまわって防火水槽の周りに2か所あります。それを抜けていったら■■■■■さんに抜けていきます。それと■■■■■さんは■■■■■の下、3枚です。再設定なのでよろしくお願いいたします。

会長

再設定なので問題ないですね。

委員

はい。

会長

それでは、次の議題へ。

事務局

引き続き、基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。13ページをご覧ください。（下段）

（再設定）

利用権の設定をうける者 西栗倉村影石 [redacted] [redacted] 氏
利用権の設定をする者 岡山市北区玉柏（タマガシ） [redacted]
[redacted] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字影石	[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted] m ²
	[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted] m ²
	[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted] m ²

作付けの内容は水稻および野菜です。

契約期間は、令和2年4月1日～令和11年3月31日までの約9年です。

借賃は [redacted]、 [redacted] が無償、使用貸借権で

[redacted] は、10aあたり1俵、物納による賃貸借権の設定になります。

24ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

25ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

引き続き、基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。14ページをご覧ください。

（再設定）

利用権の設定をうける者 西栗倉村影石 [redacted] [redacted] 氏
利用権の設定をする者 西栗倉村知社 [redacted] [redacted] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字知社	[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted] m ²
	[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted] m ²
	[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted] m ²

作付けの内容は水稻です。

契約期間は、令和2年2月1日～令和7年3月31日までの約5年2ヶ月です。

借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。

26ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

27ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員

[redacted]さんのところですが、 [redacted]の裏に2枚あります。一つは少し畑にされておりますので3枚になります。再設定なのでよろしくお願いいたします。 [redacted]さんの分ですか

知社の■■■■に■■■■さんという方がおられるんですけど、その家の裏の方の■■■■
■■■■って所に3枚です。これも再設定です。よろしくお願いします。

委員

これも再設定なので問題ないと思います。

事務局

引き続き、基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。14ページをご覧ください。（下段）

（再設定）

利用権の設定をうける者 西栗倉村長尾■■■■■■■■■■ 氏
利用権の設定をする者 西栗倉村長尾■■■■■■■■■■ 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字長尾 ■■■■■■ 現況地目 田 面積 ■■■■m²
■■■■■■ 現況地目 田 面積 ■■■■m²

作付けの内容は水稻です。

契約期間は、令和2年2月29日～令和7年2月28日までの5年間です。

借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。

28ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

29ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

委員

今年の10月までされていましたが、どうもいけんってことなので、誰かに頼んでくれ
ということで、■■■■さんにたのみました。新しい方になったのですがよろしくお願いします。

会長

よろしいですね。次に。

事務局

引き続き、基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。15ページをご覧ください。

（再設定）

利用権の設定をうける者 西栗倉村影石■■■■■■■■■■ 氏
利用権の設定をする者 兵庫県神戸市東灘区住吉本町
■■■■■■■■■■ 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字影石 ■■■■■■ 現況地目 田 面積 ■■■■m²
■■■■■■ 現況地目 田 面積 ■■■■m²

作付けの内容は水稻です。

契約期間は、令和2年3月1日～令和10年3月1日までの8年間です。

借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。

30ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

31ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

引き続き、基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定について
です。15ページ下段をご覧ください。

（再設定）

利用権の設定をうける者 西栗倉村影石 [REDACTED] [REDACTED] 氏

利用権の設定をする者 西栗倉村影石 [REDACTED] [REDACTED] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字影石 [REDACTED] 現況地目 田 面積 [REDACTED] m²

作付けの内容は水稻です。

契約期間は、令和2年3月1日～令和10年3月1日までの8年間です。

借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。

32ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

33ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。（[REDACTED]）

引き続き、基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定について
です。16ページをご覧ください。

（再設定）

利用権の設定をうける者 西栗倉村影石 [REDACTED] [REDACTED] 氏

利用権の設定をする者 西栗倉村影石 [REDACTED] [REDACTED] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字影石 [REDACTED] 現況地目 田 面積 [REDACTED] m²

[REDACTED] 現況地目 田 面積 [REDACTED] m²

作付けの内容は水稻です。

契約期間は、令和2年3月1日～令和10年3月1日までの8年間です。

借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。

34ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

35ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。（[REDACTED]）

引き続き、基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定について
です。16ページ下段をご覧ください。

39ページは委員会への届出書のカガミとなります。

40ページから事業計画書になります。

41ページは [REDACTED] から業務を受託する [REDACTED] への委任状となります。

42ページが電気通信事業法の認定書類となります。

43、44ページが申請地の位置図です。

45ページ～48ページが電波塔の図です。

49、50ページは登記記録です。

51ページは設置箇所位置図

52ページは現況写真です

53ページから57ページは所有者との土地賃貸借契約書の写しです。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い致します。

【報告事項】

会長代理

それではお疲れの中ご苦勞様でした。今年も残すところ10日をきりましたけれども、今年1年間全国的に災害のあった年だったかと思えます。これも温暖化の成果と思えます。西栗倉でも昨年は大きな災害があったのですが、今年は何もなくよかったなと思えます。来年の令和2年は良い年でありましように。良い年をお迎えください。お疲れさまでした。

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員
